

やんばる国立公園の公園区域及び公園計画の変更に係る
パブリックコメントの実施結果

意見番号	内容	ご意見の概要	件数	対応方針
1	全般について	やんばるは貴重な自然が残っており、我が国として守るべき自然である。 国立公園を通じて平和な日々が訪れることを願う。	1	今回の拡張予定区域については、既存の国立公園と同様、亜熱帯照葉樹林が広がり、希少な動植物等が生息・生育しています。 優れた自然の風景地としての資質を有していることから、国立公園に指定するものです。 今回の変更案は、これまで実施してきた各種自然環境調査の結果も踏まえたものであり、環境省として、やんばる国立公園の優れた自然が後世に引き継がれるように、適正な保全管理に取り組んで参ります。
2	公園区域について	北部訓練場を国立公園区域に含めるべき。	2	米軍の施設・区域はその性質上、不特定多数の者による利用に供されているものではなく、今回の拡張予定区域に北部訓練場は含まないものとしています。
3	公園区域について	北部訓練場を返還させた上で、国立公園区域の拡張を行うべき。	1	今回の拡張予定区域は、平成28年12月に米国政府から日本政府に返還された訓練場跡地を対象としており、既存の国立公園と同様、亜熱帯照葉樹林が広がり、希少な動植物等が生息・生育しています。 優れた自然の風景地としての資質を有していることから、国立公園に指定するものです。
4	公園区域について	北部訓練場を返還させた上で、国立公園区域の拡張を行うべき。また、その努力の経過について住民に明示すべき。	1	今回の拡張予定区域は、平成28年12月に米国政府から日本政府に返還された訓練場跡地を対象としており、既存の国立公園と同様、亜熱帯照葉樹林が広がり、希少な動植物等が生息・生育しています。 優れた自然の風景地としての資質を有していることから、国立公園に指定するものです。 引き続き、地域住民の方々から理解をいただけるよう、説明を続けていく所存です。
5	公園区域について	隣接する北部訓練場も返還させるべき	11	今回の拡張予定区域は、平成28年12月に米国政府から日本政府に返還された訓練場跡地を対象としており、既存の国立公園と同様、亜熱帯照葉樹林が広がり、希少な動植物等が生息・生育しています。 優れた自然の風景地としての資質を有していることから、国立公園に指定するものです。
6	公園区域について	サンゴ礁生態系についても新たに国立公園に入れるべき。	3	今回変更案では、既存の国立公園と同様、希少な動植物が生息・生育する亜熱帯照葉樹林を主な風景型式とした地域を公園区域に編入するものであり、原案のとおりとさせていただきます。

意見番号	内容	ご意見の概要	件数	対応方針
7	公園区域について	辺野古・大浦湾を国立公園に編入すべき。	1	今回変更案では、既存の国立公園と同様、希少な動植物が生息・生育する亜熱帯照葉樹林を主な風景型式とした地域を公園区域に編入するものであり、原案のとおりとさせていただきます。
8	公園区域について	宇嘉川の流域は、固有種や貴重種が数多く生息する場所なので国立公園に編入すべき。	6	<p>やんばる地域には、宇嘉川は2つ存在します。そのうちの1つについては既存の公園区域内に一部含まれています。が、既存の区域設定については、やんばる国立公園指定時に地元関係者等との調整を踏まえたものであり、今回変更は行う予定はありません。</p> <p>また、もう一方の河川については、米軍の施設・区域内を流れていますが、当該区域はその性質上、不特定多数の者による利用に供されているものではなく、今回の拡張予定区域に北部訓練場は含まないものとしています。</p> <p>なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
9	保護規制計画について	<p>オキナワトゲネズミの生息地保全を十分に担保するため、より厳しい規制措置を確保できるように、既存の公園区域の個体群の生息地と周辺部を「第1種特別地域」とすべき。</p> <p>※盗採等を防ぐ観点から、いただいたご意見のうち、具体的な地名、林班名は公表しません。</p>	1	<p>ご意見頂いた地域における既存の特別地域の地種区分については、やんばる国立公園指定時に地元関係者等との調整を踏まえたものであり、今回変更は行う予定はありません。なお、国立公園指定後は、地域の森林施業計画について、事前相談を受け、当該種の生息情報等を踏まえ、対象地の調整を行っています。</p> <p>なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
10	保護規制計画について	<p>今後のオキナワトゲネズミの生息地拡大に対応する観点から、今回変更案で第2種及び第3種特別地域として計画されている箇所を「第1種特別地域」とすべき。</p> <p>※盗採等を防ぐ観点から、いただいたご意見のうち、具体的な地名、林班名は公表しません。</p>	1	<p>ご意見頂いた地域における特別地域の地種区分については、地元関係者等との調整を踏まえたものであり、原案のとおりとさせていただきます。なお、ご指摘いただいた林班のうちの1つの林班については、当該土地の管理者から、原則として人為を与えないこと聞いています。他林班についても、管理者より、森林資源量調査の上、自然環境に配慮し適切な森林の経営・管理を行う旨回答を得ているところです。</p> <p>なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
11	保護規制計画について	特別保護地区を増やして伐採を禁止すべき。	9	<p>特別地域及び特別保護地区の区域設定については、自然環境調査の結果や地元関係者等との調整を踏まえたものであり、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
12	保護規制計画について	我地川流域は全域特別保護地区にすべき。また、北部訓練場の返還地域と隣接する楚洲川流域や伊江川流域一帯は第1種特別地域とすべき。	1	<p>特別地域及び特別保護地区の区域設定については、自然環境調査の結果や地元関係者等との調整を踏まえたものであり、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
13	保護規制計画について	地域の概要の河川区域に我地川と宇嘉川が漏れているのはなぜか。	1	<p>我地川については、普通河川のため、地域の概要欄の河川区域(2級河川)には含まれておりませんが、特別地域の設定区域には含まれており、第1種特別地域変更表に詳細を記載しています。</p> <p>やんばる地域に2つある宇嘉川のうち、宇嘉に位置する1つについては既存の公園区域内に一部含まれていますが、普通河川のため、地域の概要欄の河川区域(2級河川)には含まれておりません。また、既存北部訓練場に位置する1つについては、国立公園拡張予定区域に入っておりません。</p>

意見番号	内容	ご意見の概要	件数	対応方針
14	保護規制計画について	「やんばる森林生態系保護地域」はすべて国立公園の特別保護地区に編入されるべき。	3	特別地域及び特別保護地区の区域設定については、自然環境調査の結果や地元関係者等との調整を踏まえたものであり、原案のとおりとさせていただきます。 なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
15	保護規制計画について	伊江川流域を特別保護地区にすべき。	1	特別地域及び特別保護地区の区域設定については、自然環境調査の結果や地元関係者等との調整を踏まえたものであり、原案のとおりとさせていただきます。 なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
16	公園利用について	保護だけでなく利用の観点から、やんばる国立公園の安全性をどのように確保するのか教示願う。国立公園内にオスプレイが墜落した場合などはどのように対処するのか。	1	関係者との連携のもと、施設の適切な維持管理、標識の整備、利用ルールの策定等により、国立公園の適正な利用を推進していきます。 なお、国立公園の根拠となる自然公園法には、国立公園上空を航空機等が飛行することについて制限する規定はなく、一般に航空機等の事故については、その原因者に責任を求めると考えます。
17	公園利用について	国頭村トレイルランニング大会のコースについて、地表面や土壌にいる動植物を保全するため、コースを変更するように指導するべき。また、林道の沿道についても草刈りがされているが、これも指導すべき。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
18	公園利用について	やんばるの土壌は腐葉土が少ないため地層が薄く、僅かな開発でも生態系に影響が出ることが懸念され、遊歩道等の工作物等も設置しないよう求める。 徹底した環境調査を背景とした手つかずの自然のままの国立公園ができることを望む。	1	国立公園の適正利用の観点から、必要な施設について公園計画に位置付けております。利用の増進に当たっては、自然環境に十分配慮しながら、必要な整備や維持管理を行って参ります。
19	調査について	米軍基地による自然環境への影響について、よく検討したうえで環境省はやんばるの自然を保護するために努力すべき。	1	今回の拡張予定区域については、既存の国立公園と同様、亜熱帯照葉樹林が広がり、希少な動植物等が生息・生育しています。優れた自然の風景地としての資質を有していることから、国立公園に指定するものです。 今回の変更案は、これまで実施してきた各種自然環境調査の結果も踏まえたものであり、環境省として、やんばる国立公園の優れた自然が後世に引き継がれるように、適正な保全管理に取り組んで参ります。
20	調査について	北部訓練場を含むやんばる域と沿岸部の上空における米軍の訓練経路・訓練形態・訓練機種をすべて明らかにさせること。	1	国立公園の根拠となる自然公園法には、国立公園上空を航空機等が飛行することについて制限する規定はありません。

意見番号	内容	ご意見の概要	件数	対応方針
21	調査について	残存する訓練場地域についても、世界遺産登録の推薦名目に恥じないレベルの、科学的で継続的な、調査報告、県と第三者による立ち入り調査、定点観測を要求する。	1	今回変更案や世界遺産の推薦区域に、北部訓練場は含まれていません。
22	生物について	国頭村楚洲でノイヌの影響によりヤンバルクイナが激減していると報じられているが、実態調査とその調査結果への対策が示されるべき。	6	ヤンバルクイナの生息状況については、様々な外的要因が関係すると考えられることから、総合的な視点にて、保全策を検討・実施して参ります。 ノイヌについては、平成28年度から、関係機関が連携し、目撃情報や在来野生生物への被害情報の集約と捕獲を実施しているところです。 なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
23	北部訓練場関係について	米軍に当該地の使用履歴を提出させるべき。それができなくても掃除はさせるべき。	2	当該地の支障除去については、防衛省において適切に対応されており、その結果等については、公表されています。
24	北部訓練場関係について	返還地で危険性が完全に除去されていることを示す資料を公開してほしい。	1	当該地の支障除去については、防衛省において適切に対応されており、その結果等については、公表されています。
25	北部訓練場関係について	国立公園上空をオスプレイが飛ばないようにするべき。 日米地位協定の徹底あるいは見直しが不可欠。	1	国立公園の根拠となる自然公園法には、国立公園上空を航空機等が飛行することについて制限する規定はありません。
26	北部訓練場関係について	公園区域に隣接する地域での訓練を即時停止するべき。 北部訓練場は南半分も返還されるべき。	1	国立公園の根拠となる自然公園法には、国立公園上空を航空機等が飛行することや国立公園区域外の行為について制限する規定はありません。環境省として国立公園の適正な保護管理に努めて参ります。
27	北部訓練場関係について	国立公園上空の航空機の飛行禁止、米軍の訓練区域及びヘリパットの撤去について行動すべき。	1	国立公園の根拠となる自然公園法には、国立公園上空を航空機等が飛行することや国立公園区域外の行為について制限する規定はありません。環境省として国立公園の適正な保護管理に努めて参ります。

意見番号	内容	ご意見の概要	件数	対応方針
28	北部訓練場関係について	支障除去について、安全が担保できるまでに除去されているのか十分に確認願いたい。	2	当該地の支障除去については、防衛省において適切に対応されており、その結果等については、公表されています。環境省として国立公園の適正な保護管理に努めて参ります。
29	北部訓練場関係について	国立公園へ編入される北部訓練場跡地の環境汚染の環境省の独自調査の徹底と公表。それらの対策が講じられた後、国立公園へ編入されるべき。	9	<p>当該地の支障除去については、防衛省において適切に対応されており、その結果等については、公表されています。</p> <p>今回の変更案は、これまで実施してきた各種自然環境調査の結果を踏まえたものであり、拡張予定区域については、既存の国立公園と同様、亜熱帯照葉樹林が広がり、希少な動植物等が生息・生育しています。優れた自然の風景地としての資質を有していることから、国立公園に指定するものです。</p> <p>なお、環境省は、やんばる国立公園の優れた自然が後世に引き継がれるように、適正な保全管理に取り組んで参ります。</p>
31	北部訓練場関係について	訓練場であったことを踏まえ公園の安全性を確立するため、多面的な調査をすべき。	5	当該地の支障除去については、防衛省において適切に対応されており、その結果等については、公表されています。また、国立公園拡張後は、環境省として国立公園の適正な保護管理に努めて参ります。
32	北部訓練場関係について	国立公園上空をオスプレイ等が飛行することや米軍の訓練場が隣接することが、国立公園として誇れる場になるのか疑問	1	今回の拡張予定区域については、既存の国立公園と同様、亜熱帯照葉樹林が広がり、希少な動植物等が生息・生育しています。優れた自然の風景地としての資質を有していることから、国立公園に指定するものです。
33	北部訓練場関係について	米軍北部訓練場における低空飛行訓練ルートは、返還地では取り除かれているのかがどうか示されていない。	5	国立公園の根拠となる自然公園法には、国立公園上空を航空機等が飛行することについて制限する規定はありません。
34	北部訓練場関係について	低空飛行訓練における野生生物への影響が大きいと思われる。	10	オスプレイの飛行を含めたヘリパットの運用に伴う周辺の野生生物や生態系への影響については、防衛省が自主的に実施する事後調査において適切に対応されるものと認識しています。

意見番号	内容	ご意見の概要	件数	対応方針
35	北部訓練場関係について	北部訓練場近接地からの外来種の侵入の問題が懸念される。	3	拡張予定区域を含むやんばる地域全体において、マンガース等の必要な外来種対策について取り組んで参ります。
36	北部訓練場関係について	北部訓練場の返還地調査で林道入り口に設置されたゲートについて、すぐに撤去すべき。また、駆除完了した地域のマンガース捕獲機は早急に撤去すべきであり、捕獲機設置のための草刈りを中止すべき。	1	ゲートについては、所有者において適切に管理されるものと認識しています。 また、マンガース防除については、平成38年度を目標にやんばる地域からの完全排除を目指しており、モニタリング調査や捕獲を継続していくことが重要と考えています。 なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
37	その他	国頭村半地の採石場におけるこれからの事業を規制すべき。	5	国立公園の根拠となる自然公園法には、公園区域外における行為を制限する規定はありません。
38	その他	国頭村半地の採石場におけるこれからの事業を規制し、国立公園との緩衝地帯を形成すべき。	1	国立公園の根拠となる自然公園法には、公園区域外における行為を制限する規定はありません。 特別地域及び特別保護地区の区域設定については、自然環境調査の結果や地元関係者等との調整を踏まえたものであり、原案のとおりとさせていただきます。 なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
39	その他	国立公園指定により利用者増加に生態系への影響を減らすため規制、罰則、安全な利用等、現場パトロール増加を求める。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
40	その他	バスターズが山道を広げるために刈った雑草で危険種の花を潰していた。気をつけるべき。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
41	その他	密猟や盗掘を防ぐために罰則規定を盛り込んだ看板を増やすべき。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 国立公園の規制されている行為や対象となる区域、国内希少野生動物種等についての看板を設置するなど周知に努めます。

意見 番号	内容	ご意見の概要	件 数	対応方針
42	その他	これまで行われてきた無謀な皆伐による植林事業を禁止すべき	1	国立公園内においては、公園計画に基づき、自然環境と森林施業の調整を図って参ります。
43	その他	世界自然遺産への登録の動き、国立公園の区域変更のためには、その区域のみならず、周辺の環境を厳密に規制し、保存すべきである。	1	<p>今回の拡張については、自然環境調査の結果を踏まえて、区域や地種区分設定を行っているものであり、当該地域の豊かな生物多様性の保全に資すると考えています。</p> <p>また、公園区域外における行為を規制する規定はありませんが、従前より、区域外も含め、希少な野生動植物種の保全対策や外来生物対策を実施しているところであり、関係機関・関係者と連携し、取組強化に努めて参ります。</p> <p>なお、世界遺産登録に向けては、国立公園に含まれる推薦地や緩衝地帯だけでなく、その周辺地域も含めて、本地域における世界自然遺産管理計画の対象として、必要な取り組みを進めていくこととしています。</p>